様式第15号(第16条関係)

(表)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  身　　　分　　　証　　　明　　　書 | | |
| 所　　属  職　　名  氏　　名  生年月日 | (写　真) |  |
| 粕屋町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第27条第2項に規定する立入検査を行う者であることを証明する。  　　　　　年　　月　　日発行  粕屋町長 | | |

(裏)

|  |
| --- |
| この証明書を携帯する者は、粕屋町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。  　粕屋町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(抜粋)  　(立入検査)  第27条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |